明、同条第四項及び前条第四項」に改め、「定量的な開示事項」の下に「、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項並びに同項第十一号に定める自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第三項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する事項のうち、第二条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は別紙様式第一号により作成し、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

第五条を次のように改める。

（四半期の開示事項）

第五条　規則第百十六条第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率

二　単体Ｔｉｅｒ１比率及び連結Ｔｉｅｒ１比率

三　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率及び連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率

四　単体及び連結における総自己資本の額

五　単体及び連結におけるＴｉｅｒ１資本の額

六　単体及び連結における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額

七　単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額

八　第二条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

九　第二条第三項第十号に掲げる事項

十　第三条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

十一　第三条第三項第十一号に掲げる事項

十二　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段又は自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

十三　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により作成し、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により作成し、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。

3　第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

附則の次に別紙様式として次の三様式を加える。

（別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

項目	国際様式の該当番号	
普通出資等Tier１資本に係る基礎項目　(1)		
普通出資に係る会員勘定の額		1a+2-26
うち、資本金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、外部流出予定額（△）		26
うち、上記以外に該当するものの額		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		3
普通出資等Tier１資本に係る基礎項目の額	(イ)	6
普通出資等Tier１資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		8+9
うち、のれんに係るものの額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		14
前払年金費用の額		15
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額		17
少数出資金融機関等の普通出資の額		18
特定項目に係る十パーセント基準超過額		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		23